# 第２章　生活排水処理基本計画

## 第１節　生活排水処理の基本理念

### １．基本理念

本市の中央部を流れる狩野川流域をはじめとする公共水域における生活排水対策として、下水道の整備、合併処理浄化槽の普及等を通じて、身近な暮らしの中での環境負荷の低減を図り、快適な水環境を維持していくことを目指します。

### ２．基本方針

**（１）生活排水による環境負荷の低減**

生活雑排水に含まれる汚濁原因物質による水環境への負荷を低減していくため、台所における調理くずや食用油の適正な処理等、身近な生活環境における取り組みの推進を啓発していきます。

**（２）生活排水処理率の向上**

公共下水道整備区域における下水道による処理対象者の増加、また、下水道整備区域外においては合併処理浄化槽の設置促進を図り、生活雑排水未処理人口の低減により生活排水処理率の向上を目指します。

**（３）適正な処理体制の整備**

新たに整備されたし尿処理施設により、し尿及び浄化槽汚泥の適正かつ効率的な処理に努めます。

## 第 2 節　生活排水処理の目標と推計

### 1．生活排水処理率（数値目標）

新し尿処理施設の整備にあたり策定された「新し尿処理施設基本計画（平成31年2月）」において推計されている処理形態別人口の推移を基に、計画中間年度（令和8・13年度）及び計画最終年度（令和18年度）における「生活排水処理率」を算出し、生活排水処理基本計画の数値目標として設定します。（表12-1、図15-1参照）

| 目　標　値　：　「生活排水処理率」　９２．３％（令和18年度） |
|---|

「生活排水処理率」 ＝ 生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口

（単位：人）

| 区分 | 令和2年度（基準年度） | 令和8年度（中間年度） | 令和13年度（中間年度） | 令和18年度（最終年度） |
|---|---|---|---|---|
| 計画処理区域内人口 | 47,794 | 43,660 | 41,280 | 38,900 |
| 生活雑排水処理人口 | 38,091 | 37,891 | 37,022 | 35,907 |
| ・下水道接続人口 | 31,002 (64.9%) | 30,895 (70.8%) | 30,556 (74.0%) | 29,830 (76.7%) |
| ・合併処理浄化槽人口 | 7,089 (14.8%) | 6,996 (16.0%) | 6,466 (15.7%) | 6,077 (15.6%) |
| 生活雑排水未処理人口 | 9,703 | 5,769 | 4,258 | 2,993 |
| ・単独処理浄化槽人口 | 9,538 (20.0%) | 5,642 (12.9%) | 4,157 (10.1%) | 2,915 (7.5%) |
| ・くみ取り等人口 | 165 (0.3%) | 127 (0.3%) | 101 (0.2%) | 78 (0.2%) |
| 生活排水処理率 | 79.7 % | 86.8 % | 89.7 % | 92.3 % |
| （対基準年増加率） | ― | （+7.1%） | （+10.0%） | （+12.6%） |

表 12-1　生活排水処理に関する数値目標

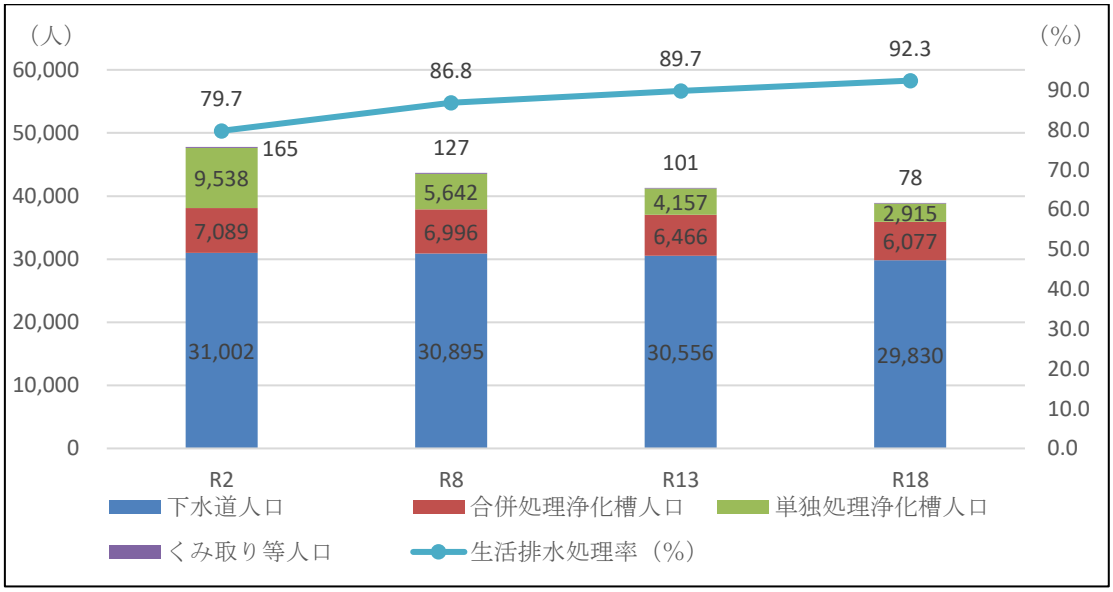


図 15-1　生活排水処理に関する数値目標の推移

## 2．浄化槽汚泥及びし尿の発生量見込み

生活排水処理に関する将来推計として、浄化槽人口及びくみ取り人口の減少に伴い、浄化槽汚泥及びし尿の発生量は減少が見込まれます。（表12-2、図15-2参照）

（単位：kl/年）

| | 令和2年度（基準年度） | 令和8年度（中間年度） | 令和13年度（中間年度） | 令和18年度（最終年度） |
|---|---|---|---|---|
| 浄化槽汚泥 | 7,634 | 5,767 | 4,855 | 3,738 |
| し尿 | 228 | 146 | 110 | 75 |
| 計 | 7,862 | 5,913 | 4,964 | 3,813 |

表 12-2　浄化槽汚泥及びし尿の発生量の見込み

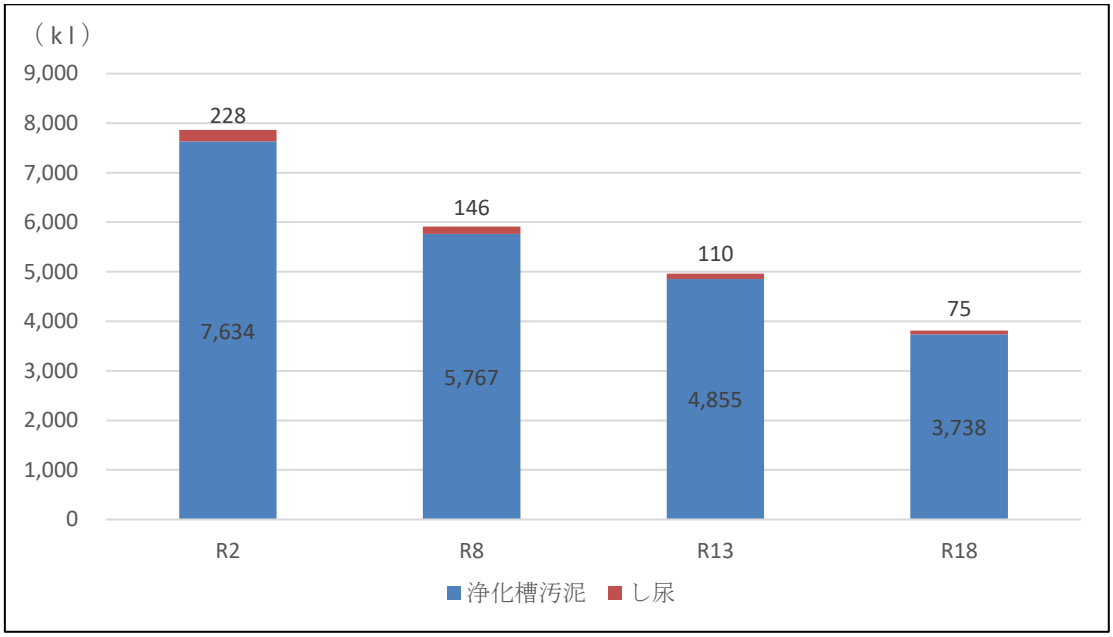


図 15-2　浄化槽汚泥及びし尿の発生量の見込み

## 第３節　生活排水処理の施策内容

### １．排出抑制計画

**（１）生活排水処理に関する情報提供**

家庭や事業所における適正な生活排水処理に関する情報の提供や、公共水域における河川水質検査の結果等の広報を通じて、快適な水質環境向上への意識啓発を図ります。

**（２）適正な浄化槽維持管理の推進**

合併処理浄化槽の新規設置者向けの講習会の開催や、浄化槽法に基づく定期的な保守点検や清掃に関する情報提供を通じて、浄化槽の適正な維持管理についての指導を継続し、公共水域への汚濁物質等の排出抑制につなげていきます。

### ２．収集運搬計画

**（１）効率的な収集運搬体制の維持**

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬については、廃棄物処理法に基づく本市による収集運搬許可業者が担うことにより、適正かつ効率的な収集運搬体制を維持していきます。

### ３．中間処理・最終処分計画

**（１）公共下水道への接続及び合併処理浄化槽の普及**

下水道計画との連携を進めながら、公共下水道への切り替え、また、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金制度の活用による単独浄化槽及びくみ取りトイレからの合併浄化槽への転換を推進し、排水処理の推進を図ります。

**（２）し尿処理施設による適正処理**

くみ取りし尿、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生するし尿及び浄化槽汚泥については、し尿処理施設「きよら江間」において脱水処理等の適正な中間処理を行い、処理水については公共下水道への放流を行います。

**（３）し尿処理汚泥の最終処分**

し尿処理施設における中間処理により発生する脱水汚泥及びし渣については、新ごみ処理施設での焼却処理を行った後、最終的には他の一般廃棄物の焼却残渣と一緒に最終処分場への埋立処理を行います。

### ４．その他

**（１）災害時における生活排水の処理**

本市では、地域防災計画及び災害廃棄物処理計画の中で、災害時における適切な廃棄物処理の対応を策定しています。生活排水処理に関する被災状況として、断水や下水道、浄化槽、くみ取り便槽の破損、避難者の集中によるトイレ不足等が想定され、主に仮設トイレの設置等による対応が掲げられています。災害時に発生するし尿などについては、この計画の方針に従い適切に処理していくこととします。

**（２）諸計画との整合**

生活排水処理に係る事業には、流域下水道、公共下水道、合併処理浄化槽、し尿処理等があり、これらは事業実施主体が異なるため事業の整合性を図ることが必要です。そのため、計画処理区域における各事業の関係機関との調整を図り、施策を進めていきます。